

令和3年第6回 千葉市選挙管理委員会定例会会議録

1 日 時	令和3年6月24日(木) 午前10時00分～午前10時30分				
2 場 所	千葉中央コミュニティセンター 7階 選挙管理委員会室				
3 出 席 委 員	委員長	大野 雄子	委員	田部井 宏明	
	委員	松戸 敏雄	委員	小松 由紀子	
4 出 席 書 記	事務局長	石野 隆史	次長	清水 公嘉	次長補佐
	主査	弘中 昭飛己	主査	鈴木 健司	宮本 寛
5 議 題	報告第42号	地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な人数について(6月1日定時登録)			
	報告第43号	千葉市中央区選挙管理委員の異動について			
	報告第44号	公職選挙法の一部改正について			
	報告第45号	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正について			
	報告第46号	特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について			
6 議事の概要	<p>(1)議題</p> <p>報告第42号 地方自治法等の規定に基づく直接請求に必要な人数について(6月1日定時登録) (報告第42号について、報告があった。)</p> <p>報告第43号 千葉市中央区選挙管理委員の異動について (報告第43号について、報告があった。)</p> <p>報告第44号 公職選挙法の一部改正について (報告第44号について、報告があった。)</p> <p>報告第45号 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正について (報告第45号について、報告があった。)</p> <p>報告第46号 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律等の施行について (報告第46号について、報告があった。)</p> <p>(2)その他</p> <p>次回委員会について</p> <p>次回、令和3年第7回定例会は、7月27日(火)午前10時から開会することで決定した。</p>				

7 会議経過	(要約)
	報告第46号について
	松戸委員 「本市においても事務に遗漏のないよう、努めてもらいたい。」
	田部井委員 「選挙人から直接郵便で申請等がなされるとのことだが、郵便を受け取る際に感染リスクのおそれがある。」
	事務局 「総務省からの通知では、作業の前後には手指衛生等を行うこととなっている。WHO等からの報告を踏まえると、書類の接触による感染については手指衛生を徹底することとし、書類の消毒まで行う必要はないとのことである。」
	大野委員長 「封筒を透明のケース等に入れることは、郵便局からの要請によるものか。」
	事務局 「日本郵便(株)からの要請と聞いている。また、選挙人が選管に郵送する際には、切手ではなく料金受取人払によることとされている。切手の場合は消印を押す必要があるが、受取人払では郵便物に接触することがないため、郵便物を扱う人の感染リスクを減らす目的と思われる。」
	大野委員長 「外出自粛要請等を受けている旨の書面が提示できない選挙人については、選管が保健所等に確認するとのことだが、個人情報の関係もあり、スムーズに連携が取れるのか懸念される。」
	事務局 「総務省からの通知では、選管から情報提供があった際には、事務に必要な範囲において情報を提供することができると定められている。保健所等からの情報が無ければ、その選挙人が特例郵便等投票を行うことができる者に該当するか確認ができない。」
	大野委員長 「保健所等へ情報提供を依頼するのは、選挙人が特例郵便等投票を行いたいと言った後に、本人からの許可に基づいて行うのか。」
	事務局 「投票用紙等の交付請求を行う際、外出自粛要請等に係る書面の提示ができないことの理由や保健所等の名称を、請求書に記載してもらい、それを受けて確認することとなる。」
	大野委員長 「外出自粛要請等に係る書面の交付にあたってはタイムラグが生じると思われる。症状が治った後も、その書面を提示して投票することはできるのか。」
	事務局 「書面の交付は、即日に行われる状況ではないようである。外出自粛要請等の期間が投票日までかかると見込まれる者が、特例郵便等投票の対象となる。」
	大野委員長 「期間をしっかりと整理しておかないと、同じ人に2回投票させてしまうなど間違いが生じるおそれがある。」
	事務局 「選挙人名簿を確認するため、投票用紙を2回交付することはない。万一、交付したとしても、不在者投票は封筒に入れてすぐに投票箱には投函しないため、同一人の封筒が複数あることは把握できる。」
	大野委員長 「濃厚接触者は、特例郵便等投票の対象外とのことだが。」
	事務局 「濃厚接触者には、外出自粛要請等が発せられないため対象外とされたようである。」